

現行の私立学校法、私立学校振興助成法における財務書類の作成規定

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抜粋）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、
…（中略）…を作成しなければならない。



○私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）（抜粋）

（財産目録等の作成）

第四条の四 法第四十七条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類
（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計
の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。



（作成基準等）以下通知において様式参考例を示す

- 財産目録：「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日16文科高第304号）
- 貸借対照表、収支計算書：「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）」（令和元年9月27日元文科高第518号）

2 法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、…（中略）…募集又は売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第四十七条第一項に規定する書類のうち収支計算書については、第一項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成
しなければならない。



（作成基準等）

有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抜粋）

（書類の作成等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を
行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。



（作成基準等）

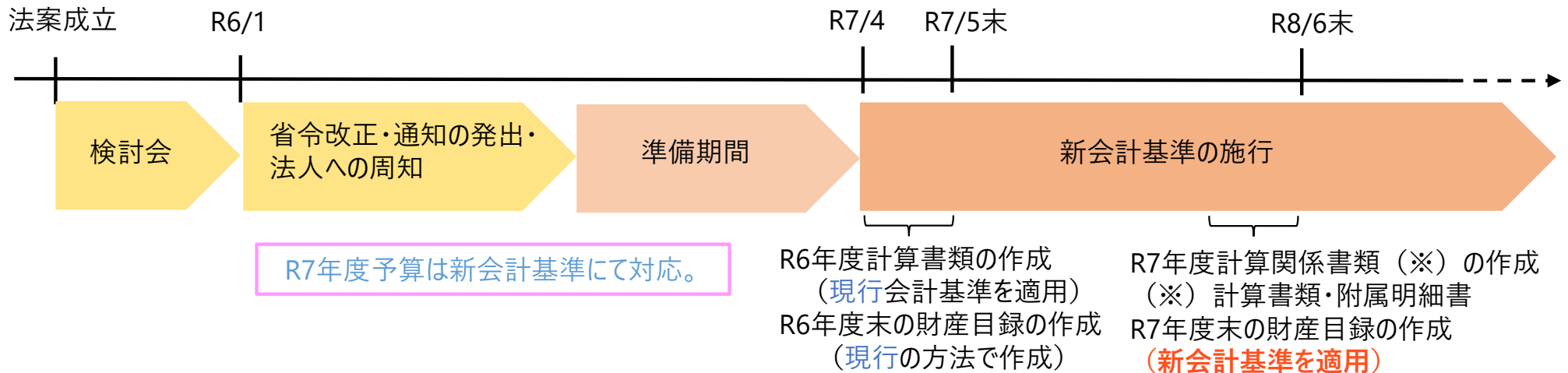
学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）

学校法人会計基準改正の趣旨

- 改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準（以下、「会計基準」という。）を、私立学校振興助成法に基づく基準から、**私立学校法に基づく基準に位置づけ直すこと**となった。
- 現在の学校法人会計基準を、補助金の適正配分を主な目的とした基準から、**ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準**として整備する必要があることから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

	根拠	主な目的	適用対象
現行の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
↓ 法改正後 ↓			
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人 + 準学校法人

スケジュールイメージ



◆ 令和6年1月31日付で「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（以下、「報告書」）が取りまとめられ、文部科学省ホームページにて公表しています。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext_00029.html



令和5年改正後の私立学校法、私立学校振興助成法における財務書類の作成規定

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抜粋）

（計算書類等の作成及び保存）

第百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（作成基準等）

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）

（有価証券発行学校法人の貸借対照表、収支計算書について）有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）※新会計基準に根拠規定を設ける

（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）

第百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

（作成基準等）

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抜粋）

財務計算に関する書類の作成規定は削除

（所轄庁への書類の提出等）

第十四条

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

○私立学校振興助成法施行規則（新設）

「事業活動収支内訳表」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」を所轄庁に提出する書類として規定（p5参照）

会計基準と計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（報告書 第3_1.）

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりに**セグメント情報**を追加。
- ✓ **財産目録の様式等**についても新会計基準で規定。

現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表 (※)
 - ・人件費支出内訳表 (※)
 - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表 (※)
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法施行規則で提出を求める書類として規定

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

(様式について法令上の定めなし)

- ・財産目録

新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類

計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表
- ・注記事項
 - ・セグメント情報

※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）

子法人

※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録

※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意
また、全てインターネットによる公表(★1)の対象となる(私学法施行規則106、49107)

※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査(★2)の対象となる(私立学校法86-1)(私学法施行規則24) 4

- ★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
- ★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

私立学校振興助成法施行規則の制定について

規定の趣旨

- 令和5年改正後の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下、「助成法」という。）第14条第3項において、補助金の適正配分を主な目的として、「前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。」とされていることから、対応する省令が必要。
- 同法第14条第4項において、「助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3か月以内に、…（中略）…、所轄庁に提出しなければならない（以下略）。」とされており、新学校法人会計基準において計算書類の体系から除かれることになった資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表の3点について、助成法で提出を求める書類として位置付ける必要がある。

主な内容

- ① 監査報告の作成における公認会計士又は監査法人の努力義務として、**学校法人役員等との意思疎通を図り職務を円滑に遂行する旨**を明示的に規定。（助成法第14条第3項に対応）
- ② 「**事業活動収支内訳表**」「**資金収支内訳表**」「**人件費支出内訳表**」（以下、「**内訳表**」という。）の提出義務、記載方法及び様式を規定。（助成法第14条第4項に対応）
なお、規定内容は、現行の学校法人会計基準のうち内訳表に関する規定と同内容。

施行日

- 令和7年4月1日（令和6年度の計算書類作成、届け出については経過措置を設ける）

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則 第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類（告示）の制定について

規定の趣旨

- 助成法施行規則（案）第2条において「事業活動収支内訳表」、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則の定めるところに従い作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」を添付することを定める予定。
- 「人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則の定めるところに従い作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」について、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に提出する書類を、告示にて定める。

主な内容

- ① 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に提出する書類は、「**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**」とする。
- ② 「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」（平成27年文部科学省告示第73号）は廃止する。

施行日

- 令和7年4月1日（令和6年度の計算書類に添付する監査報告書については経過措置を設ける）

私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）

- 学校法人会計基準の改正内容を踏まえ、会計監査人が作成する会計監査報告の内容に次の項目を追加するとともに、学校法人会計基準の条ずれへの対応を行う。

監査意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち会計監査人の監査対象となっていない部分の内容と、私立学校法施行規則第34条第1項第2号の規定により監査意見の対象となる計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容
(学校法人会計基準の一部を改正する省令（案）附則第3条関係)

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）

- 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第23条の規定により構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部が改正されたことに伴い、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）に必要な改正を行う。

① 学校法人会計基準の条ずれへの対応（第12条、第13条関係）

学校法人会計基準を引用している箇所のうち、資金収支計算書、事業活動収支計算書に関する条文、別表、様式を引用している箇所については、改正後の学校法人会計基準の条ずれへの対応等を行う。
(学校法人会計基準の一部を改正する省令（案）附則第4条関係)

② 内訳表の根拠規程が助成法施行規則に位置づけられることへの対応（第13条関係）

学校法人会計基準を引用している箇所のうち、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表の様式を引用している箇所については、引用先の規定が学校法人会計基準から削除され、助成法施行規則に規定されることへの対応等を行う。

(私立学校振興助成法施行規則（案）附則第5条関係)

同時に改正する他省令の改正概要

有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）

- 根拠法令が私立学校法施行規則から学校法人会計基準に変わることへの対応、私立学校法及び学校法人会計基準の条ずれへの対応等を行う。
（学校法人会計基準の一部を改正する省令（案）附則第5条関係）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）

- 学校法人会計基準の条ずれへの対応を行う。
（学校法人会計基準の一部を改正する省令（案）附則第6条関係）